令和5年度版

事業者支援ガイドブック

（　安達太良春景　）

令和5年5月

福島県二本松市

ー 目　次 ー

１　新事業チャレンジ補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

新事業チャレンジ、デジタル技術導入、展示会出展に対する補助

２　事業所等人材育成補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

人材育成のための研修費等に対する補助

３　創業支援空き店舗等活用事業補助金・・・・・・・・・・・・　6

新たに事業を営もうとする方が市内の空き店舗等で創業する際の費用に対する補助

４　創業者支援融資資金利子補給補助金・・・・・・・・・・・・　8

新たに市内で事業を営もうとする方が借り入れる融資の利子に対する補助

事業者支援ガイドブックについて

本ガイドブックは、市内で事業を営む方やこれから事業を開始する方を支援する制度をまとめたものです。

【注意点】

〇掲載されている内容は、各施策の概要ですので、実際に活用する際は、あらかじめ下記【問い合せ先】へご相談ください。

〇掲載されている内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〇各概要や申請様式は、商工課窓口で配付または市ウェブサイトからもダウンロードができます。

URL：http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/dir000785.html

【問い合せ先】

二本松市役所　産業部　商工課

住所：〒964-8601　　福島県二本松市金色 403-1

TEL：0243-55-5120　FAX:0243-22-8533

Email：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

令和５年度二本松市新事業チャレンジ補助金

市内の中小企業者等が行う「新事業チャレンジ」「デジタル技術導入」「展示会出展」に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

【令和５年度予算額８５０万円】

※予算額に達した場合、募集を締め切りますので実施時期に関わらず、お早めにご申請ください。

■補助内容

項　　目	内　　容
補助 対象者	中小企業者等（個人事業主含む）のうち、市内で１年以上事業を営んでいる個人又は法人が対象となります。 「中小企業者等」とは、中小企業基本法第２条第１項に該当する方です。 （要件） ・二本松市暴力団排除条例第２条第１号から第３号までの規定に該当していないこと。 ・市税の滞納がないこと。 ・今回の補助対象事業を２年以上継続して実施する意思のある者 ・関係法令に違反していないこと。 ・対象となる補助対象経費について、他補助制度により補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。 【補助対象外】 ・大規模小売店舗、道の駅若しくは当該敷地内にある店舗 ・中小小売商業振興法第４条第５項に定める連鎖化事業に該当する店舗 （定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し又は販売を斡旋し、かつ経営に関する指導を行う事業） ・風営法第２条第１項第１号から第５号の営業で、床面積の合計が 100 ㎡を超える店舗 ・風営法第２条第５項に掲げる性風俗関連特殊営業を営む店舗 ・農業分野に関するもの ・フランチャイズチェーン店その他これに類するもの
補助対象事業	①新事業チャレンジに資する事業再構築 ②新たな生産性の向上や業務効率化に資するデジタル技術の導入 ③販路開拓に資する展示会出展
補助額等	【補助上限額】５０万円以内（1,000 円未満切捨） 【補助率】補助対象経費の３分の２以内 補助対象事業①のうち、移動販売の実施に係る補助上限額は１５０万円以内 補助対象事業③のみの場合に係る補助上限額は１０万円以内
補助対象経費	補助対象経費は、以下の取組みを実施するための必要経費となります。 ※市内業者によって施工または市内業者から購入するものに限る。ただし、市内業者によって施工または市内業者から購入することが困難な場合はこの限りではない。 ※移動販売にあっては、主として市内で実施する事業に限る。 ①新事業チャレンジに資する事業再構築 ○「新分野展開」…　主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造等することにより、新たな市場に進出すること ○「事業転換」　…　新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更すること。

補助対象経費	○「業種転換」　…　新たな製品を製造することにより、主たる業種を変更すること。 ○「業態転換」　…　製品等の製造方法等を相当程度変更すること ②新たな生産性の向上や業務効率化に資するデジタル技術の導入 事業継続・拡大を見据えたうえで、生産性や業務効率化の向上につながるソフトウェアなどのＩＴツールの購入やシステム導入費など 例）販売管理ソフトや会計管理システム(非接触型 POS レジ)の導入による業務効率化 電子商取引（EC)の導入 ※既存ソフトウェアやシステムの単なる更新は除く。 ③販路開拓に資する展示会出展 市外で行われる、事業者の製品や技術力を紹介するための展示会、見本市、商談会を補助対象とします。(物産展などの卸売を主たる目的とするものは補助対象外) **【補助対象外経費】** 以下の経費は補助の対象としない経費となります。 ・土地及び建物の取得費又は賃借料 ・チェーン店加盟料、EC サイト手数料及び取扱手数料 ・事業で使用したものとして明確に区分できない経費 ・補助金の交付決定前に支出している経費 ・その他市長が適当でないと認める経費

■募集期間　令和５年５月１日（月）～令和５年 12 月 28 日（木）
９：00～17：00　※土日祝日を除く。
申請書と添付書類を作成し、二本松市産業部商工課窓口へ直接持参により提出すること。

■注意事項

○新たに創業する者は対象となりません。
○事業の採択にあたっては、申請あった事業内容を審査した上で決定します。
○必ず交付決定通知がお手元に届いてから、事業を開始してください。
補助金の交付決定前に支出している経費は補助対象外です。
○申請年度内（３月末日まで）に事業が完了し、実績報告が提出できるものが補助対象となります。
複数年度にわたる事業は補助対象外です。
○事業が採択となった場合…
・事業実施後にアンケートに回答いただきます。
・優良事例については、市ウェブサイト等で公表させていただきます。

■新商品開発、販路開拓事業等の相談窓口（相談受付時間：平日９：00～17：00）
福島県産業振興センターが設置する中小企業・小規模事業者のワンストップ相談窓口では、事業者がお困りのビジネスの課題に対し、専門的な助言や専門家の紹介等を行っています。相談は無料ですので、より効果的な事業を実施したい方はぜひこちらもご活用ください。

福島県よろず支援拠点（福島オフィス）
住所：〒960-8053　福島市三河南町１番 20 号　コラッセふくしま２階
TEL：024-525-4064　FAX：024-525-4065

■問い合わせ
二本松市役所　産業部商工課商工振興係　　住所：〒964-8601　二本松市金色 403-1
TEL：0243-55-5120　FAX：0243-22-8533　　メール：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

■補助金手続きの流れ

申請 手続き	(1) 交付申請【申請者→市】　※令和 5 年 12 月 28 日（木）まで 事業開始前に次の書類を作成し提出してください。 ■補助金交付申請書（規則　第 1 号様式） ■事業計画書（要綱　第１号様式） ■収支予算書（要綱　第２号様式） ■納税証明書（商工課補助金用）（課税がない者にあっては、課税証明書） ■事業の内容と積算内容を確認できる書類（見積書の写し等） ■定款その他申請者の概要が確認できる書類 ■振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し） (2) 交付決定通知【市→申請者】 交付決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。 (3) 変更申請【申請者→市】 交付決定後に申請内容を変更する場合は事前に市へ連絡してください。 (4) 事業実施【申請者】 必ず補助金交付決定または変更交付決定を受けてから事業を開始してください。 (5) 実績報告【申請者→市】 すべての事業経費を支払ってから 14 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。 ■補助金事業等実績報告書（規則　第６号様式） ■事業報告書（要綱　第６号様式） ■収支決算書（要綱　第７号様式） ■事業の内容と積算内容を確認できる書類（請求書の写し等） ■補助対象経費の領収書の写し ■事業の実施状況が確認できる写真等 (6) 確定通知【市→申請者】 補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。 (7) 補助金交付請求【申請者→市】 ■補助金等交付請求書 (8) 補助金交付【市→申請者】

令和５年度二本松市事業所等人材育成補助金

市内事業所等における優秀な人材の育成・確保を推進するため、研修の開催にかかる経費の一部を補助します。

【令和５年度予算額１００万円】

※予算額に達した場合、募集を締め切りますので実施時期に関わらず、お早めにご申請ください。

■補助内容

項　　目	内　　容
補助 対象者	次のすべてに該当する事業所等（大企業を含む、事業を営む者又は団体すべて）が対象となります。 ・市内に事務所又は事業所を有していること ・市の住民基本台帳に記録されている個人。又は市内に本店の住所の登記がある法人。 ・市内で事業を１年以上営んでいること ・市税を完納していること ・補助対象事業について、他の補助制度により補助金等の交付を受けていないこと
補助対象 事業	令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までに行われる以下の研修等が対象となります。 ①　独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校の主催する各種研修 ホームページ https://www.utsukushima.net ②　公益財団法人福島県産業振興センターその他の公益法人の主催する各種研修 ホームページ https://www.smrj.go.jp/institute/index.html ③　事業所等が自ら企画し、講師等を依頼して市内において開催する研修 （補助対象外） 職務管理上必要な研修及び職務上必要な免許の取得、更新を目的とする研修 自動車及び原動機付自転車の運転免許取得、特殊免許、牽引免許取得に係る教習等
補助額 ※1,000 円 未満切捨	○上記「補助対象事業」における①及び②の研修について ・研修の受講に要する経費（受講料・テキスト代・旅費）の 1/2 以内の額 ・受講者１人につき限度額５万円 ※申請年度中１事業者 10 万円まで ※旅費における交通費は、公共交通機関を利用したもの ○上記「補助対象事業」における③の研修について ・研修に要する経費の 1/2 以内の額 （講師の依頼等にかかる経費・会場等の借上げにかかる経費） ・限度額 20 万円 ※補助対象事業とできるのは、申請年度中１事業者１研修 ※複数の事業者が合同で研修を行う場合は限度額 50 万円
申請 手続き	⑴　交付申請【申請者→市】 事業開始前に次の書類を提出してください。 ※事業開始後の申請は補助対象外となります。 ■二本松市事業所等人材育成補助金交付申請書（第１号様式） ■研修の概要書 ■研修に要する経費の計算書 ■納税証明書（商工課補助金申請用） （課税がない者にあっては、課税証明書） ■振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し） ⑵　交付決定通知【市→申請者】

申請 手続き	⑶ 変更申請【申請者→市】 交付決定後に申請内容を変更する場合は事前に市へ連絡してください。 ⑷ 研修等当日【申請者】 実績報告の際に受講者名簿の写し及び補助対象事業③にあっては実施状況写真が必要となります。 ⑸ 実績報告【申請者→市】 事業完了後 14 日以内又は3 月 31 日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。 ※事業開始前の申請内容と相違がある場合、補助金交付額が減額となる場合があります。 ■事業所等人材育成補助金事業実績報告書（第 4 号様式） ■修了を証する書類の写し ■受講者名簿の写し ■研修に要した経費の領収書の写し ■実施状況写真（補助対象事業③の場合） ⑹ 確定通知【市→申請者】 ⑺ 補助金交付請求【申請者→市】 ■事業所等人材育成補助金交付請求書（第 5 号様式） ⑻ 補助金交付【市→申請者】

■問い合わせ
二本松市役所　産業部商工課商工振興係　　住所：〒964-8601　二本松市金色 403-1
TEL：0243-55-5120　FAX：0243-22-8533　　メール：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

令和５年度二本松市創業者支援融資資金利子補給補助金

新たに市内で事業を営もうとする方が借り入れる資金の利子に対して、その費用相当額を補助します。

■補助内容

項　　目	内　　容
補助対象融資	・福島県起業家支援保証融資 ・株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資 ・市内金融機関が実施する上記２つの融資条件に準ずる融資 ※対象融資の上限額は 2,000 万円です（これを上回る場合も 2,000 万円とみなします）。 ※ただし、借換資金としての融資は、補助金の対象となりません。
創業者の定義	市の住民基本台帳に記録されている者（**開業日まで**に市外から転入する者を含む。）で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの又は市内に主たる事業所を有する法人（**開業日まで**に市内に法人の本店の住所を登記する者を含む。）が対象となります。 ・事業を営んでいない個人のうち、年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 ・事業を営んでいない個人のうち、新たに会社を設立し、申請年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 ※会社の代表者が別の会社を経営し事業を行っている者は対象外となります。
補助対象者	・対象融資を受けた後速やかに創業する者、または、創業後１年以内に対象融資を受けている者 ・市税を滞納していないこと。 ・フランチャイズチェーン店その他これに類しないこと。
補助額	対象資金に係る利子のうち、交付期間における各年分の１月１日から同年 12 月 31 日までに支払った額 ・二本松市商業まちづくり基本構想に定める小売商業施設の誘導を図る地区内の場合は２年間分 ・限度額は、融資額に係る利率の年 2.0 パーセントの割合で計算した額（1 円未満の額は切り捨て） ※延滞利子を除く額
問い合わせ先・申請先	**二本松市役所産業部商工課企業誘致係** 住所：〒964-8601　福島県二本松市金色 403-1 TEL：0243-55-5121　　FAX：0243-22-8533
創業に関する相談先	**二本松商工会議所（二本松地域で創業を希望される方）** 住所：〒964-8577　福島県二本松市本町 1-60-1 TEL：0243-23-3211　　FAX：0243-23-6677 **あだたら商工会（安達・岩代・東和地域で創業を希望される方）** 住所：〒969-1404　福島県二本松市油井字背戸谷地 11-2 TEL：0243-23-5854　　FAX：0243-22-4438

■補助金手続きの流れ

申請 手続き	⑴ 交付申請【申請者→市】 次の書類を提出してください。 ■利子補給補助金交付申請書（第１号様式） ※金融機関の証明を受けてください。 ■資金の融資に係る金融機関へ提出する借入申込書等の写し ■資金の融資に係る償還予定表の写し ■市税納付状況確認同意書若しくは納税証明書（課税がない者にあっては、課税証明書）の原本又は写し ※証明書は税目１件ごとに３００円の手数料がかかります。 ■創業を証明する書類の写し又は事業計画書等 ※対象融資を受けた日の属する月の翌月の末日までに申請してください。 ⑵ 交付決定通知【市→申請者】 ⑶ 補助金交付請求【申請者→市】 毎年１月末までに「交付請求書」を提出して下さい。 ※請求する額は、前年の１月１日から１２月３１日までに支払った利子額です。 ■利子補給補助金交付請求書（第３号様式） ■利子補給補助金交付決定通知書の写し ■市税納付状況確認同意書若しくは納税証明書（課税がない者にあっては、課税証明書）の原本又は写し ※証明書は税目１件ごとに３００円の手数料がかかります。 ■利子払込証明書又はこれに代わるもの ⑷ 補助金交付【市→申請者】 毎年３月頃に利子補給補助金を交付します。

申 請 者

(1) 交付申請
・交付申請書
（第１号様式）
※金融機関の証明必要
・借入申込書等の写し
・償還予定表の写し
・市税納付状況確認同意書若しくは納税証明書
・創業を証明する書類の写し又は事業計画書等

(2) 交付決定通知
・交付決定通知書

(3) 補助金交付請求
・交付請求書
（第３号様式）
・交付決定通知書写し
・市税納付状況確認同意書若しくは納税証明書
・利子払込証明書等又はこれに代わるもの
※金融機関の証明必要
（毎年１月末まで提出）

(4) 補助金交付
・指定口座振込
（毎年３月頃）

二本松市

※交付申請は１回ですが、補助金交付請求は、毎年１月末までに提出して下さい。

令和５年度二本松市創業支援空き店舗等活用事業補助金

新たに事業を営もうとする者が市内の空き店舗等で創業する際の改修費及び賃借料等に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

■補助内容

項　　目	内　　容
空き店舗の定義	・市内にある過去に店舗であった建物で３箇月以上利用されていないもの（大規模小売店舗の敷地内にあるものを除く。） ・建物または駐車場が道路に面していること。
創業者の定義	市の住民基本台帳に記録されている者（**開業日まで**に市外から転入する者を含む。）で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの又は市内に主たる事業所を有する法人（**開業日まで**に市内に法人の本店の住所を登記する者を含む。）が対象となります。 ・事業を営んでいない個人のうち、年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 ・事業を営んでいない個人のうち、新たに会社を設立し、申請年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 ※会社の代表者が別の会社を経営し事業を行っている者は対象外となります。
創業者の要件	・令和５年度中に営業を開始すること。 ・事業に必要な資格や許認可等を取得している又は取得する見込みであること。 ・創業する地域の商店会および「二本松商工会議所」または「あだたら商工会」の会員となること。 ・創業後２年以上継続して営業を行うことが見込まれ、週４日以上営業を行うこと。 ・関係法令に違反していないこと。 ・二本松市暴力団排除条例第２条第１号から第３号までの規定に該当していないこと。 ・市税を滞納していないこと。 ・この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ・「補助対象経費」について他の補助金等を受けてないこと。 ・空き店舗等の所有者が創業者または創業者の３親等以内の親族でないこと。 ・過去に空き店舗等を営業していた者と創業者が同じでないこと。 ・市内に既にある店舗を移転することにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと。 ・風営法第２条に規定する営業に該当していないこと。 ・中小小売商業振興法第４条第５項に規定する連鎖化事業に該当していないこと。 ・フランチャイズチェーン店その他これに類しないこと。 ・補助金の交付決定前に事業を開始していないこと。 ・サービス及び商品等の提供を行わず、事務的業務のみを行うことを目的としていないこと。

<table>
<tr><td>補助対象
経費</td><td colspan="4">空き店舗等を活用して営業を開始する際に必要な次の費用を対象とします。

①店舗等改修費
・内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、サイン工事、電気照明等の設置工事等
・建物と一体となって機能する設備の導入、備品の購入（商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されるもの等）
【注意】市内業者を利用する改修または備品購入に限ります。

②店舗等賃借料
・賃借店舗等の月額家賃（敷金、礼金等の諸経費を除く。）
・空き店舗等が店舗併用住宅である場合の店舗等に係る賃借料は、店舗等及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">補助額等
※1,000 円
未満切捨</td><td>補助対象経費</td><td>補助対象期間</td><td>補助率</td><td>補　助
限度額</td></tr>
<tr><td>①店舗等改修費</td><td>交付決定日から営業開始日まで</td><td>2/3 以内</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td>②店舗等賃借料</td><td>営業開始日の属する月の翌月から
6 月間</td><td>2/3 以内</td><td>10 万円/月</td></tr>
<tr><td>問い合
わせ先
・
申請先</td><td colspan="4">**二本松市役所産業部商工課企業誘致係**
住所：〒964-8601　福島県二本松市金色 403-1
TEL：0243-55-5121　　FAX：0243-22-8533</td></tr>
<tr><td>創業に
関する
相談先</td><td colspan="4">**二本松商工会議所（二本松地域で創業を希望される方）**
住所：〒964-8577　福島県二本松市本町 1-60-1
TEL：0243-23-3211　　FAX：0243-23-6677

あだたら商工会（安達・岩代・東和地域で創業を希望される方）
住所：〒969-1404　福島県二本松市油井字背戸谷地 11-2
TEL：0243-23-5854　　FAX：0243-22-4438</td></tr>
</table>

申請 手続き	(1) 交付申請【創業者→市】 事業開始前に次の書類を提出してください。 ■創業支援空き店舗等活用事業補助金交付申請書（第 1 号様式） ■事業計画書（第 2 号様式） ■必要な資格及び許認可等を証明する書類の写し ■店舗等の改修等を行う場合は、次に掲げる書類 ・改修等内容及び積算内容を確認できる書類（見積書の写し） ・施工前の店舗等の内外部の現状がわかる写真 ・店舗等の所有者を特定できる書類（不動産登記事項証明書） ・店舗等の所有者の同意書 ■店舗等の位置図及び平面図 ■空き店舗等の賃貸借契約書の写し ■市税納付状況確認同意書 ■創業者に係る経歴を記した書類 (2) 交付決定【市→創業者】 補助金決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。 (3) 工事の着工等【創業者】 必ず補助金交付決定を受けてから事業を開始してください。 賃貸料については「営業を開始した日の翌月分」から補助対象となります。 (4) 実績報告【創業者→市】 事業経費を支払ってから 14 日以内に次の書類を提出してください。 ①店舗等改修 ■創業支援空き店舗等活用事業補助金実績報告書（改修費）（第 3 号様式） ■改修等内容及び積算内容を確認できる書類（請求書の写し等） ■補修対象経費の領収書の写し ■改修等完了写真（施工後の店舗等の内外部の現状がわかるもの） ■必要な資格及び許認可等を証明する書類の写し ■開業を証明する書類の写し ■商店会及び会議所又は商工会の会員であることを証明する書類の写し ②店舗等貸借料 ■創業支援空き店舗等活用事業補助金実績報告書（貸借料）（第 4 号様式） ■貸借料の支払を証明する書類（領収書の写し等） (5) 確定通知【市→創業者】 補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。 (6) 補助金交付請求【創業者→市】 (7) 補助金交付【市→創業者】